

○地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件

(平成八年三月二十九日自治省告示第九十五号)

第 一次改正	平成 九年 四月 一日自治省告示第 七十三号
第 二次改正	平成 十年 四月 九日自治省告示第 百十七号
第 三次改正	平成 十一年 四月 一日自治省告示第 九十八号
第 四次改正	平成 十二年 三月三十一日自治省告示第 七十六号
第 五次改正	平成 十二年十二月二十八日自治省告示第三百二十七号
第 六次改正	平成 十五年 四月 一日総務省告示第二百六十九号
第 七次改正	平成 十六年 四月 二日総務省告示第三百二十八号
第 八次改正	平成 十八年 三月三十一日総務省告示第 百九十七号
第 九次改正	平成 二十年 四月 一日総務省告示第 二百五号
第 十次改正	平成二十二年 四月 一日総務省告示第 百四十七号
第十一次改正	平成二十三年 三月三十一日総務省告示第 百三十四号
第十二次改正	平成二十四年 三月 三十日総務省告示第 百三十五号
第十三次改正	平成二十七年 三月三十一日総務省告示第 百三十四号
第十四次改正	平成二十八年 三月三十一日総務省告示第 百三十六号
第十五次改正	平成二十九年 三月三十一日総務省告示第 百十六号
第十六次改正	平成 三十年 三月 三十日総務省告示第 百三十六号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、総務大臣が定める金額を次のように定める。

地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の総務大臣が定める金額は、次の表の上欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が十万五千二百九十円を超えるときは、十万五千二百九十円）
	二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が五万七千百九十円以下であるときに限る。）	月額五万七千百九十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	一 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が五万二千六百五十円を超えるときは、五万二千六百五十円）
	二 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が五万二千六百五十円以下であるときに限る。）	月額二万八千六百円（新たに介護補償を支給

	<p>る者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が二万八千六百元以下であるときに限る。）</p>	<p>すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額</p>
--	---	--

附 則

- 1 この告示は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）において傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、現に当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて地方公務員災害補償法施行規則第二十八条の二で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態（以下「要介護状態」という。）にあり、かつ、親族又はこれに準ずる者により、常時又は随時介護を受けている場合で、その前日の属する月においても要介護状態とみなされる状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合における施行日の属する月分に係る介護補償に関するこの告示の適用については、表中「月額五万七千五十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）」とあるのは「月額五万七千五十円」と、「月額二万八千五百三十円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）」とあるのは「月額二万八千五百三十円」とする。

附 則 （平成九年四月一日自治省告示第七十三号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成九年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成十年四月九日自治省告示第百十七号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成十年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成十一年四月一日自治省告示第九十八号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十一年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成十二年三月三十一日自治省告示第七十六号）

- 1 この告示は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十二年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成十二年十二月二十八日自治省告示第三百二十七号）

この告示は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成十五年四月一日総務省告示第二百六十九号）

この告示による改正後の規定は、平成十五年四月一日以後

の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成十六年四月二日総務省告示第三百二十八号）

この告示による改正後の規定は、平成十六年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成十八年三月三十一日総務省告示第九十七号）

- 1 この告示は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成十八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十年四月一日総務省告示第二百五号）

- 1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十二年四月一日総務省告示第四百七十七号）

- 1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十三年三月三十一日総務省告示第三百三十五号）

- 1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十四年三月三十日総務省告示第三百三十五号）

- 1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十四年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十七年三月三十一日総務省告示第三百三十四号）

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十八年三月三十一日総務省告示第三百三十六号）

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十九年三月三十一日総務省告示第百十六号）

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成二十九年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則 （平成三十年三月三十日総務省告示第三百三十六号）

- 1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成三十年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。